

美郷町芸術文化協会千畑支部発表会を開催します

町芸術文化協会千畑支部加盟団体による発表会を開催します。

歌あり、踊りありの楽しいステージです。
加盟団体会員の作品や活動記録の展示も行います。
ぜひご来場ください。

日時●9月13日(日) 午前10時～午後2時(予定)
会場●美郷町北ふれあい館および北体育館
入場料●無料
内容●芸能サークルによる芸能発表
加盟団体会員の作品や活動記録の展示

問 町教育委員会 生涯学習課 社会教育班 ☎0187(84)4915

開発予定の土地が遺跡にかかる場合は届出が必要です

開発(農業基盤整備、造成工事、土取りなど)予定の土地が遺跡にかかる場合は、着工前に文化財保護法に基づく届出が必要となります。計画の段階で早めに下記へご相談ください。

※遺跡の地図は県教育庁ホームページや町教育委員会(学友館)などで確認できます。

県教育庁ホームページ
<http://common3.pref.akita.lg.jp/heritage-map/>

問 町教育委員会 生涯学習課 歴史文化財班 ☎0187(84)4040

教育推進課

「就学や教育に関する相談会」のお知らせ

お子さんの発達や行動などに関して、心配していることはありませんか。就学や教育に関する相談会を次のとおり実施しますので、お気軽にご相談ください。

日時●10月8日(休) 午前10時～午後3時
会場●美郷町北ふれあい館(旧千畑中学校)
申込方法●電話で下記へお申込みください。
申込期限●9月25日(金)

申・問 町教育委員会 教育推進課 ☎0187(84)1112

建設課

冬期の臨時除雪運転員を募集します

募集職種●臨時除雪運転員

業務内容●町内の除排雪業務のほか、道路維持業務全般

募集人員●20名

募集要件●次の資格を有する方

- ①公道の除雪作業に必要な運転免許等
 - ・大型特殊運転免許
 - ・車両系建設運転技能講習修了証
- ②公道の除雪作業経験がある方
- ③各種税・使用料等の未納のない方

雇用期間●11月上旬～平成28年4月中旬
(降雪状況により変更あり)

勤務時間●①除雪作業の必要がある場合
出勤した時間から7時間45分

- ②除雪作業の必要がない場合
午前8時30分～午後5時15分
週5日、1日あたり7時間45分
土日祝日は休み

時給●1,200円

手当等●労働基準法に基づく深夜割増、時間外勤務手当、休日勤務手当

申込期限●9月18日(金)

応募方法●ハローワークを通じてお申し込みください。

問 町建設課 建設管理班 ☎0187(84)4910

ハローワーク大曲 ☎0187(63)0335

男女共同参画 川柳

応募作品審査結果

男女 がお互いを認め合い、分かち合い、支え合う男女共同参画社会を推進し、その趣旨を広く理解してもらうために川柳を募集したところ、243人の皆さんから289点のご応募をいただきました。

7月29日に開催された第2回美郷町男女共同参画住民懇話会による厳正な審査の結果、最優秀賞1点、優秀賞4点、入選4点を決定しました。これらの作品は、今後の啓発活動に活用させていただきます。

たくさんのご応募ありがとうございました。

最優秀賞

人生路 妻の歩幅で ゆっくりと

深澤 光二さん(中野)

優秀賞	「お帰り」と 迎える夫(つま)は エプロンで	鈴木 直保 さん(上野荒町)
優秀賞	町づくり 老若男女が 手をつなぎ	佐藤 優翔 さん(美郷中学校3年)
優秀賞	これからは パパチャリ乗って 買い物に	高橋 昂我 さん(美郷中学校3年)
優秀賞	父さんの 意外と美味しい(上手い) 朝ごはん	戸澤 優太 さん(六郷高等学校2年)
入選	立ち位置は もともとと同じ おもいやり	二藤 誠祥 さん(大町)
入選	帰宅して キッチン見れば 父,息子	北野あんな さん(六郷高等学校2年)
入選	母の味? いいえ我が家は 父の味!!	大坂 すず さん(美郷中学校3年)
入選	Aちゃんの パパが育休 とつたって	齊藤 彩音 さん(美郷中学校3年)

問い合わせ●町企画財政課 企画財政班 ☎0187(84)4901

介護保険事務所からのお知らせ

要介護認定から介護保険のサービス利用まで

要介護認定の申請をして「要支援1・2」「要介護1～5」と認定を受けた方は
介護保険のサービスを利用できます。

要介護1～5と認定を受けた方

■「施設サービス」を利用したい場合

介護老人福祉施設・介護老人保健施設など、入所を希望する施設に直接申し込みます。

※「要支援1・2」と認定された方は施設サービスを利用できません。

※「要介護3・4・5」と認定された方のみ介護老人福祉施設を利用できます。

■「在宅サービス」を利用したい場合

①「居宅介護支援事業所」に連絡して、ケアプラン(居宅サービス計画)作成を依頼します。

※「居宅介護支援事業所」は介護保険事務所ホームページ(<http://www.oskaigonet.or.jp/>)をご覧ください。ただ、町の介護保険担当課・地域包括支援センター・介護保険事務所に用意している一覧表でご確認ください。

②担当のケアマネジャーにケアプランを作成してもらいます。適切な介護サービスを利用できるように相談しましょう。

※サービスを提供する事業所との連絡・調整はケアマネジャーが行います。

③ケアプランに沿って「在宅サービス」を利用します。

要支援1・2と認定を受けた方

①初めてサービスを利用する方は「地域包括支援センター」に連絡して、介護予防ケアプラン(介護予防サービス計画)作成を依頼します。

※これまで介護サービスを利用していた方で「要支援1・2」と認定された方は担当のケアマネジャーに相談してください。

②担当のケアマネジャーに介護予防ケアプランを作成してもらいます。適切な介護予防サービスを利用できるように相談しましょう。

※サービスを提供する事業所との連絡・調整はケアマネジャーが行います。

③介護予防ケアプランに沿って「在宅サービス」を利用します。

※「要支援1・2」と認定された方は施設サービスを利用できません。

問い合わせ

介護保険事務所 認定審査班 ☎0187(86)3912
町福祉保健課 地域包括支援班 ☎0187(84)4907